

グループ補助金の補助事業完了後の注意点について

- ①補助金で整備した施設・設備については、一定の期間、補助目的（補助金申請時の用途）のとおり使用しなくてはならないという、財産処分の制限がかかります。

財産処分の制限期間の例

鉄筋コンクリート造の事務所：50年 鉄骨造（骨格材4mm超）の一般的な工場：31年
木造の店舗：22年 食品製造業用設備：10年 トラック（ダンプ以外）：5年

- ②施設・設備を修繕した場合や中古品を購入した場合でも、新築や新品を購入した場合と同じ処分制限期間が適用されます。

- ③処分制限期間内に補助金で整備した施設・設備の処分（担保提供、譲渡、交換、貸付、取壊し・廃棄、目的外使用（転用））を行う場合は、あらかじめ知事に申請し、その承認を得ることが必要です。有償譲渡（貸付）の場合は、補助金額を上限として、譲渡（貸付）額×補助率を返還していただくのが原則です。無償譲渡、交換、無償貸付、取壊し・廃棄、目的外使用の場合は、残存簿価相当額×補助率を返還していただくのが原則です。

- ④資金調達のために施設等を担保に供する場合も財産処分の承認が必要となります。承認にあたっては、補助事業を実施するための資金を調達する場合等に限定されますのでご注意ください。

- ⑤補助金で整備した施設・設備を賃貸することは原則できません。認められるのは、補助目的である事業の遂行に差し支えない一時的な貸付に限られます。

- ⑥公共事業による取壊しで補償金により同等以上の代替施設を整備する場合や、相続が生じたり第三者に事業を引き継ぐ場合、老朽化による設備の廃棄で同等以上の代替設備を整備する場合等、財産処分承認手続は必要ですが、補助金返還を必要としない場合もあります。

- ⑦補助事業に関する書類（財産台帳・契約関係書類）は、財産処分制限期間中は適切に管理・保存してください。

* 財産処分のルールや財産処分の制限期間は経済産業省のホームページに掲載されています。

https://www.meti.go.jp/information_2/publicoffer/org_daijin_kaikei2.html

- ⑧補助金で整備した施設・設備は、資産計上を行ってください。

- ⑨グループとして共同で行う復興事業【共同事業】は、参画する認定グループの復興事業計画に沿って、補助事業完了後も必ず実施してください。

* 共同事業の実施状況は定期的に調査を行います

補助金で整備した施設・設備は、貴社の財産ではありませんが、多くの方が納めた税金が投入されています。貴社及び地域の復興にお役立ていただくとともに、財産処分のルールを守っていただくようお願いいたします。



宮 城 県